

① 新型コロナワクチンの初回接種券の発送方法が変わります

問 笠間市予約・相談センター TEL 0570-052-567(有料) 乳幼児接種券の発行、再発行等
健康医療政策課 感染症対策室(地域医療センターかさま内) TEL 0296-77-9145

新型コロナワクチン接種は生後6か月から対象となっています。

これまで市では、生後6か月を迎えたお子さん全員に新型コロナワクチンの初回接種券を発送していましたが、9月以降は「申請方式」に変更します。

生後6か月を迎えたお子さんの接種を希望する場合は、下記の方法で申請してください。

詳細は、市ホームページ(右上の二次元コード)をご確認ください。



申請が必要となる方(接種を希望する場合のみ)

対象者	令和5年3月1日以降に生まれた方(令和5年9月以降に生後6か月を迎える方)
発送方法	申請受付後、1週間程度で自宅に郵送
申請方法	いばらき電子申請・届出サービス、または笠間市予約・相談センターに電話

※令和5年8月までに生後6か月を迎えた方(令和5年2月28日以前生まれ)には、すでに発送済みのため、申請は不要です。

② 電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援金の 手続きはお早めに

問 社会福祉課(内線263)

「世帯全員が令和5年度住民税非課税である世帯」に対し、物価高騰対策として1世帯あたり3万円を給付しています。確認書が自宅に届いていてまだ返送されていない方や給付対象世帯であるにも関わらずまだ申請していない方は、受付期限がありますので早めにご対応ください。

対象世帯 令和5年度住民税非課税世帯(次のすべてに該当する世帯)

- ・令和5年6月1日時点で笠間市に住民票がある
- ・世帯全員が令和5年度分の住民税が非課税である

※令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯は、確認書が届かないことがあります。給付の対象世帯であるにも関わらず、確認書が届かない場合はお問い合わせください。

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

【別表1】非課税相当額参考

扶養している配偶者・親族の人数	収入額	所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、1人親の場合	2,043,999円	135.0万円

給付額 1世帯あたり3万円を1回支給(原則として世帯主の口座に振り込みます)

申請方法等 対象世帯に対し、7月3日から確認書を順次発送しています。

必要事項を記入後、同封の返信用封筒で返送することで手続きは終了です。

支給方法 1 原則、確認書等で指定した世帯主の金融機関口座へ振り込みます。

- 2 市が書類を受理した日から、約4週間を目安に指定口座へ振り込みます(返送書類に不備がない場合)。振込予定日は、後日通知します。

受付期限 10月4日(水) ※当日消印有効